

令和4年（2022年）1月11日

関係各位

社会福祉法人長野県社会福祉協議会事務局長

ゆうちょ銀行等の手数料改定に伴うボランティア保険・行事用保険  
払込手数料等への影響について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和4年1月17日より、ゆうちょ銀行の各種手数料が改定されます。これに伴い、現金でのお振込みにつきましては、ボランティア保険・行事用保険の保険料を指定の払込取扱票（料金受取人負担）でお振込みの場合、手数料が加算されます。

つきましては、下記によりご案内しますとともに、ゆうちょ銀行における料金改定ではありますが、保険料不足となることがないように、取扱いについてご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1 概要

ゆうちょ銀行の窓口やATMにおける各種払込サービスの利用にあたって、現金での払い込みの場合には、1件ごとに料金 110円（税込） が加算されます。

これまでの払込手数料無料（料金受取人負担）の方法でお支払いいただいた場合（別添資料参照）でも、加算料金分は払込人のご負担となります（注：通帳やカードを利用し、口座からのお支払いの場合は除く）。

### 2 ゆうちょ銀行手数料改定日

令和4年（2022年）1月17日（月）

### 3 専用払込票の取扱いについて

ボランティア保険の専用払込取扱票裏面に「郵便局・郵便局ATMからの振込は送金手数料無料」の旨の記載がございますが、改定後は、現金で払い込んだ場合110円のご負担が払込人に生じます。

## ボランティア保険・行事保険等のご加入を希望される方へ

ゆうちょ銀行における料金改定が下記のとおり実施されます。これに伴い、現金での振込につきましては、行事用保険料をお振込みの場合のみならず、ボランティア保険料を指定の払込取扱票（料金受取人負担）でお振込みの場合にも、1件ごとに110円（税込）の手数料が加算されますので、ご注意ください。

◆料金改定時期 令和4年（2022年）1月17日（月）～

ゆうちょ銀行 HP 2021年7月2日お知らせより抜粋

### ゆうちょ銀行における各種払込みサービスを現金で利用する場合の料金加算

窓口や ATM における各種払込みサービスのご利用にあたって、現金でお支払いの場合には、1件ごとに料金110円（税込）が加算されます。

「払込料金加入者負担」（料金受取人負担）の払込取扱票による払込みなど、受取人様が払込み料金を負担する場合であっても、加算料金は払込人様にお支払いいただきます。

通帳またはキャッシュカードを利用し、口座からお支払いの場合、料金に変更はございません。

<対象サービス>通常払込み、ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス、電信払込み

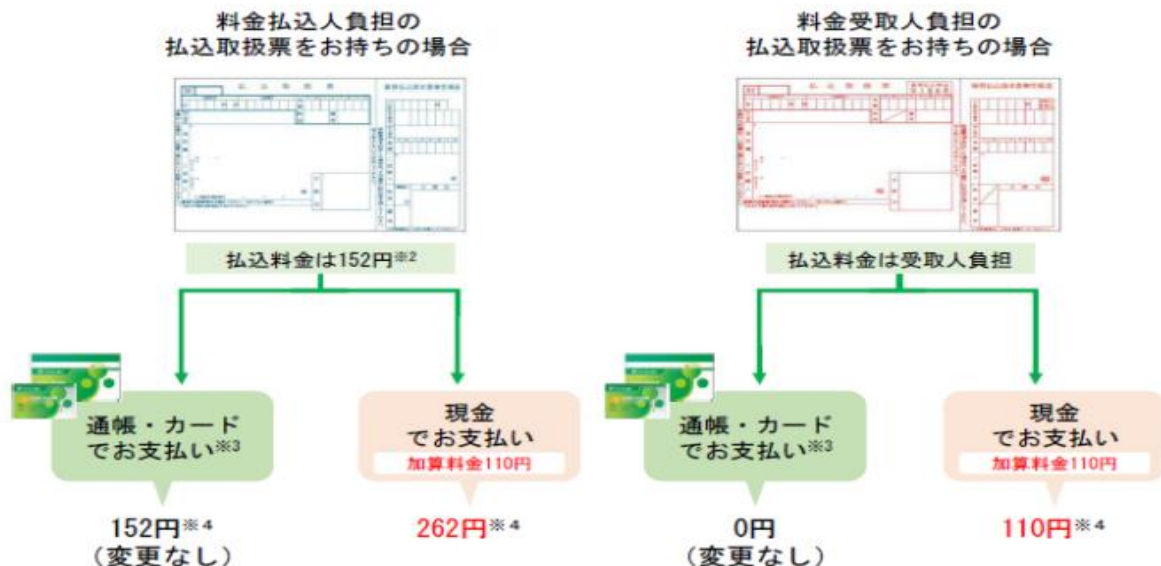
※ 電信払込みは、口座からのお取り扱いはできません。

※ 加算料金は、現金でお支払いいただきます。

※ 現金に代えて証券・小切手・証書等をご利用の場合も加算料金がかかります。

※ 窓口へお持ち込みの硬貨枚数が50枚を超える場合、別途、硬貨取扱料金がかかります。

例：ゆうちょATMで10,000円の通常払込みをする場合に、払込人さまにご負担いただく料金※1



- ※1 駅・ショッピングセンター・ファミリーマート等に設置しているATMでは、払込書による払込みはお取り扱いできません。
- ※2 公共料金や公庫への払込みなど、払込みの種別によっては、料金が異なる場合があります。
- ※3 ゆうちょの総合口座通帳またはキャッシュカードが必要です。  
また、ATMでの通帳のご利用にはキャッシュカードのお申し込みが必要です。
- ※4 料金は税込です。

★本件に関するご不明点は、ゆうちょ銀行にお問合せください。